

卸協議の適正性の確保に係る制度整備に係る検討項目案

令和4年9月27日

事 務 局

卸協議の適正性の確保に係る今後の検討事項

- 指定設備卸役務のうち、多くの事業者が提供を受けている光サービス卸やモバイル音声卸については、長期にわたり卸料金が高止まりしている点が指摘されていた。

※1 指定設備卸役務とは、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸役務のこと

※2 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する主な事業者は、NTT東日本・NTT西日本・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク

※3 光サービス卸やモバイル音声卸は、多くの利用者が利用するFTTHアクセスサービス・携帯電話サービス等を卸先事業者が提供するために用いられるもの

- このような指摘等を踏まえ、指定設備卸役務の提供について、引き続き相対契約を基本としつつも、指定設備を設置する事業者に対し、当該事業者の交渉上の優位性や卸先事業者との間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備として、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)において、以下の規律が新たに整備された。

- 正当な理由のない限り特定卸役務(指定設備卸役務のうち、競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの)を提供する義務
- 卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者の情報(料金の算定方法等一定の協議の円滑化に資する事項)を提示する義務

- 卸協議の適正性を確保する上では、改正電気通信事業法に関連する制度整備を行うとともに、本研究会第六次報告書において整理された残存論点について引き続き検討を進めることが適当である。

「接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書」(令和4年9月9日公表)

…今後、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定卸役務の範囲や開示する情報の範囲、固定通信に係る指定卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方、モバイル音声卸の標準的な料金の公表等について、引き続き検討することが適当である。

また、今般改正に係る制度を導入しつつ、その後の指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当である。

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供)

第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

2 特定卸電気通信役務（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない。

3 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時まで、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

4 総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 省令整備等に係る検討事項

論点 1 : 特定卸電気通信役務の範囲

役務の提供義務及び情報の提示義務が課せられる特定卸電気通信役務の範囲に改正電気通信事業法においては、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のもの」と規定しているところ、**電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない役務をどのように定めるか。**（省令委任事項）

論点 2 : 提示される情報の範囲

改正電気通信事業法においては、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、「金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項」の提示義務を課しているが、**特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項**をどのように定めるか。（省令委任事項）

論点 3 : 正当な理由の範囲

「特定卸電気通信役務の提供」及び「情報の提示」を拒むことができる**「正当な理由」をどのように整理するか。**（関連するガイドラインへの記載を想定）

「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について」(令和4年2月16日公表)

事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして**規制対象とする指定卸役務の範囲については、指定卸役務を提供する電気通信事業者と卸先事業者の間だけではなく、当該電気通信事業者間の意見も異なっていることから、指定卸役務の範囲とも密接に関係している開示する情報の範囲と併せて、引き続き検討することが適当である。**

論点1: 特定卸電気通信役務の範囲

- 電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、特定卸電気通信役務の対象から除外することが適当な卸電気通信役務にはどのようなものがあるか。
- 電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして、特定卸電気通信役務に指定することが適当な卸電気通信役務にはどのようなものがあるか。例えば、固定通信市場ではF T T Hアクセスサービス、移動通信市場では携帯電話サービスや全国B W Aサービスを含むことが考えられるのではないか。
- 特定卸電気通信役務のうち、同役務を提供する電気通信事業者自身が提供していない役務の形態については、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、対象から除外することが考えられるのではないか。

論点2: 提示される情報の範囲

- 卸先事業者への事前の情報提示を義務づけるべき「協議の円滑化に資する事項」にはどのようなものがあるか。例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目が考えられるのではないか。

論点3: 正当な理由の範囲

- 役務提供を拒める「正当な理由」の範囲としてどのようなものが考えられるか。接続の場合には、電気通信事業法第32条等において、接続の請求を拒める「正当な理由」を規定しており、同様とすることが考えられるのではないか。
- 情報の提示を拒める「正当な理由」の範囲としてどのようなものが考えられるか。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

(2)その他の検討事項

- その他、本研究会第六次報告書等において、引き続き検討することが適当とされた事項について、関係事業者及び団体の意見も聴取の上、検討する。

論点1：固定通信分野における卸参入後の協議の在り方について

参入後の協議（特に団体協議）において、どのような進展が見られ、あるいは問題が生じているか。例えば、本研究会において卸先事業者等から指摘のあったNDAの範囲や規定内容等についてどのように考えるべきか。

論点2：モバイル音声卸の標準的な料金の公表について

全ての第二種指定設備設置事業者が公表することを前提とすれば、モバイル音声卸の標準的な料金を公表することができるのではないか。

論点3：指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況について

指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展はあったか。

9月	10月	11月	12月
 <p>・論点/スケジュール案提示</p>	<p>・FVNO、MVNO等ヒア</p>	<p>・NTT東西、MNOヒア</p>	<p>・論点整理① (省令・GL 改正方向性)</p> <p>・論点整理② (省令・GL 改正骨子案)</p>

○第62回会合(9/27)

- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する①論点、②スケジュール等の案について、事務局から提示

○第63回会合

- FVNO・MVNO(卸先事業者又は団体)等からのヒアリング

○第64回会合

- NTT東西・MNO(指定設備設置事業者)からのヒアリング

○第65回会合

- 第63回会合及び第64回会合のヒアリング等を踏まえ、卸協議の適正性の確保に係る制度整備の方向性について、事務局から提示

○第66回会合

- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備の骨子案について、事務局から提示
→ 研究会の議論を踏まえ、とりまとめ